

## 労働安全衛生管理に関するDVD貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、労働安全衛生管理に関するDVDを職員に対して行う所属での研修会等で活用し、労働安全衛生管理の意識向上及び学ぶ機会の提供を図るため、福利課が所有する労働安全衛生管理に関するDVD（以下、「DVD」という。）の貸出しに関する必要な事項を定めるものとする。

### (貸出)

第2条 福利課が貸出しできるDVDは、福利課が所有するDVDのうち福利課の事務及び事業に支障が無いものに限る。

2 貸出しを希望する者（以下「借受人」という。）は福利課に申し出るものとする。なお、本要領第3条第1項第2号に該当する者への貸出しは、岡山県財務規則に定める物品無償（減額）貸付申請書（様式第124号）を提出するものとする。

3 福利課は、貸出し内容を確認し、DVDを貸出すものとする。

4 貸出期間は、借受人が借受けた日から起算して原則14日以内とする。

5 貸出数量は、原則1回につき2点までとする。

### (借受人)

第3条 DVDの借受けができる者は、次のとおりとする。

(1) 岡山県教育庁所管の教育関係職員

(2) 岡山県内市町村教育関係職員及び市町村所管の教育関係職員

### (利用目的の制限)

第4条 借受人は、貸出しを受けたDVDを無断で複製、放送、営利的上映、販売及び転貸をしてはならない。

### (貸出料金)

第5条 DVD貸出しは無償で行うが、運搬その他にかかる一切の経費は借受人の負担とする。

### (返却)

第6条 借受人は、DVDの貸出期間が終了したときは、速やかにDVDを福利課に返却しなければならない。

2 福利課は、規定によりDVDの返却を受けたときは、DVDが正常に再生されることを確認するものとする。

### (損害賠償等)

第7条 借受人は、その責めに帰すべき事由により、貸出しを受けたDVDを紛失し、又は毀損したときは、福利課の指示するところに従い、借受人の負担において補修又は損害を賠償するものとする。

2 DVDの使用に伴い発生した損害については、借受人が負担するものとする。

### (業務の担任)

第8条 この要領に基づく業務は、福利課において執り扱う。

### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は福利課長が別に定める。

### 附則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。